

# 石岡台地だより

石岡台地土地改良区  
石岡台地用水営農対策協議会

理事長 島田 穂一

茨城県石岡市貝地二丁目5番5号  
電話（代表）0299-22-2010



水土里ネット石岡台地

水土里ネット



県営畠総東成井西部地区内ほ場（長ネギ）

## もくじ

- ・理事長挨拶、総代会の開催 ..... P 2
- ・平成29年度主な補助事業の実施 ..... P 3
- ・平成29年度予算及び平成27年度決算について ..... P 4
- ・平成28年度総代会議決事項について ..... P 5
- ・用水営農対策協議会の活動について ..... P 6
- ・石岡台地畠かん営農トピックス ..... P 7
- ・組合員資格得喪通知・農地転用等について ..... P 8



県営畠総東成井西部地区畠かん機場

## ごあいさつ

石岡台地土地改良区理事長  
石岡台地用水営農対策協議会会长

### 島 田 穣 一



を開始し、特に5月・6月の雨量は平年の半分程度と極めて少ない状況の中、機場運転日数を増やすなど皆様のご協力により、概ね順調に進めることができました。心より感謝申し上げます。

しかし、国営水利事業で造成された用水施設の多くは、施工後30年以上が経過し揚水機場をはじめ、基幹線のパイプラインや各地域に適正配水するための水管理体制などに故障が多く発生しており、全体的な施設更新の必要性を強く感じております。

この様な状況から、一昨年より国営造成施設の機能診断を国には、日頃より石岡台地土地改良区の運営や各種事業推進にご支援とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

今年も、昨年につづき春先から少雨傾向が続き、代掻き田植え等農作業に大変ご心配、ご苦労をされた事と思います。

当地の送水業務につきましては、例年どおり4月21日より通水

を目指すと共に、近隣地域を重点的に新規事業化に向けた啓蒙活動や基礎調査等の取組みを行つてまいります。

一方、国においては農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増大、貿易の自由化など、様々な厳しい課題に対応するため、生産資材価格の形成や流通・加工業界の構造改革、土地改良制度の見直しが行われ、農家の所得向上と農地利用集積や生産基盤整備をさらに進めそのための新たな整備手法が検討されております。

当改良区としましても、これらの動向を注視し補助事業等を有効に活用し、地域の農業発展と、多面的機能支払交付金活動地域画策定を考えております。

次に、県営により実施中の畑地帶総合整備事業の東成井西部地区と上小岩戸地区は、ほぼ面整備が完了し、中間管理機構を介した農地集積や担い手による大規模な営農も開始されております。

これら両地区的早期事業完了を目標と共に、近隣地域を重点的に新規事業化に向けた啓蒙活動や基礎調査等の取組みを行つてまいります。

## 第67回通常総代会を開催

平成29年3月28日（火）石岡市グリーンパレスにおいて第67回通常総代会を開催しました。総務所平石土地改良部門長）の後、

議長にかすみがうら市の滝ヶ崎総代を選出し、平成29年度事業計画及び一般会計収入支出予算を含めた23議案とその他1件が原案どおり可決承認されました。



## 平成29年度 主な補助事業の実施について

### (1) 基幹水利施設管理受託事業 事業費 129,070千円

電気料・整備補修費等（国営第1・2・3揚水機場）

### (2) 国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型） 事業費 38,700千円

点検整備・整備補修等（支線機場）

### (3) 土地改良施設維持管理適正化事業 事業費 31,078千円

ポンプ・電気設備更新（河北地区、他2地区）

### (4) 農業基盤整備促進事業 事業費 8,636千円

暗渠排水工（石岡台地地区）

### (5) 多面的機能支払交付金（農地維持支払交付金・資源向上支払交付金）

地区の維持管理補修・環境整備（63地区）

### (6) 県営畠地帯総合整備事業

区画整理・農道・用水施設整備（東成井西部地区・上小岩戸地区）

### (7) 県営経営体育成基盤整備事業

暗渠排水工・農業用用水施設の整備（梶無地区第1工区）



基幹水利管理受託事業による電気設備補修



国営造成施設管理体制整備促進事業によるPR活動



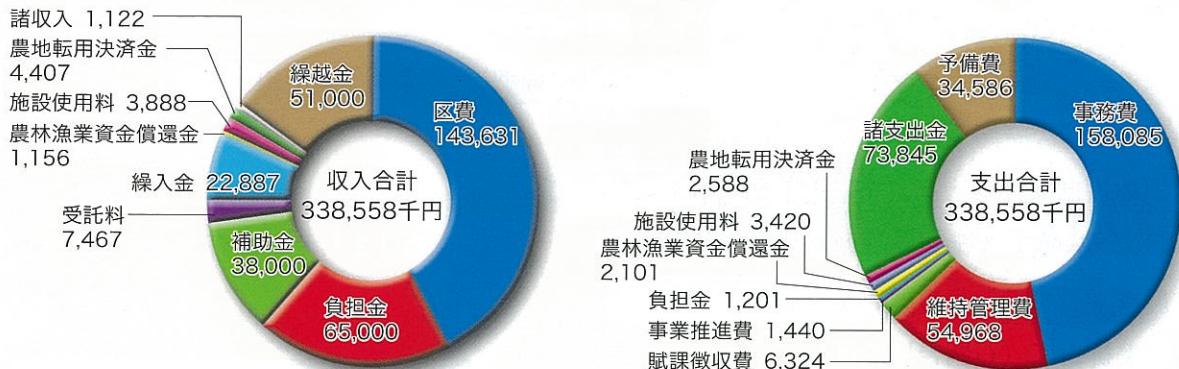
維持管理適正化事業によるポンプ設備補修



多面的機能支払交付金による生き物調査

## 平成29年度予算及び平成27年度決算について

### 平成29年度予算 一般会計及び施設管理事業特別会計



### その他特別会計予算

(単位: 千円)

会計名	予算額
地区施設管理	498,179
基幹水利施設管理受託事業	129,070
維持管理適正化事業	36,880
国営事業費償還	193,936
土地改良事業	14,219
経営体育成基盤整備事業	23,795
畠地帯総合整備事業	27,250
積立金	729,020

#### 一般会計

経常賦課金 : 1,600円/10a 7月賦課

一般会計の事務費

#### 施設管理事業特別会計

施設管理事業特別賦課金 : 2,400円/10a+各地区毎 4月賦課

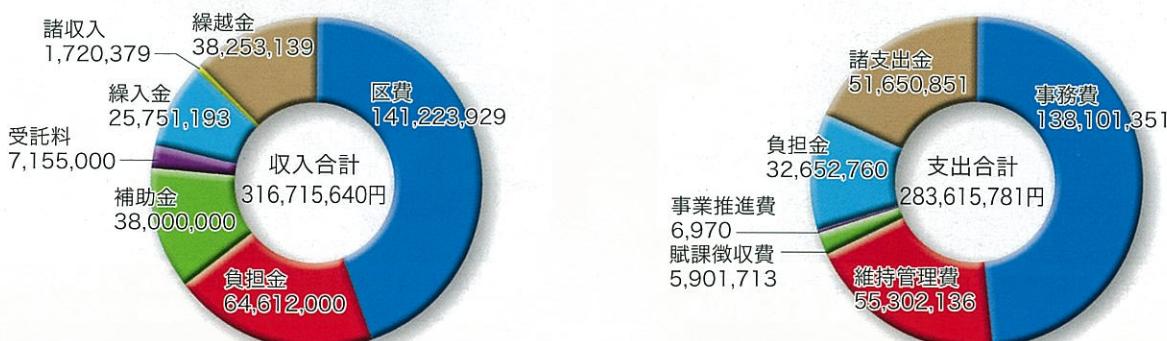
国営基幹施設及び末端地区の維持管理費

#### 国営事業費償還特別会計

国営事業費償還特別賦課金 : 5,500円/10a 7月賦課

国営事業で造成された施設の工事費償還金 (H29年度終了)

### 平成27年度決算 一般会計及び施設管理事業特別会計



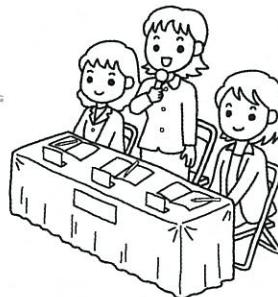
### その他特別会計決算

(単位: 円)

会計名	収入決算額	支出決算額	次年度繰越額	摘要
地区施設管理	436,467,048	288,554,601	147,912,447	
基幹水利施設管理受託事業	136,000,000	136,000,000	0	
維持管理適正化事業	36,438,400	36,438,400	0	
農林漁業資金償還	60,190,080	23,076,536	37,113,544	
国営事業費償還	362,965,956	359,398,346	3,567,610	
土地改良事業	76,206,255	70,629,745	5,576,510	
畠地帯総合整備事業	10,501,415	10,501,415	0	
施設使用	4,259,589	4,259,589	0	
農地転用決済金	200,167,630	3,552,644	196,614,986	
積立金	608,891,610	175,037,601	433,854,009	

## 平成28年度総代会にて23議案全会一致で可決！

- 議案第1号 定款の一部変更案議決について  
議案第2号 規約の一部変更案議決について  
議案第3号 特別会計の区分変更案議決について  
議案第4号 会計細則の一部変更案承認について  
議案第5号 平成27年度事業報告・財産目録及び会計(一般・特別)収入支出決算の議決について  
議案第6号 平成28年度事業計画・会計(一般・特別)収入支出補正予算等専決報告の承認について  
議案第7号 平成29年度事業計画案議決について  
議案第8号 平成29年度一般・特別会計区費賦課徴収額及び納入期日案議決について  
議案第9号 平成29年度役員の報酬額案議決について  
議案第10号 平成29年度総代及び役員の費用弁償額案議決について  
議案第11号 平成29年度一般会計収入支出予算案議決について  
議案第12号 平成29年度施設管理事業特別会計収入支出予算案議決について  
議案第13号 平成29年度地区施設管理特別会計収入支出予算案議決について  
議案第14号 平成29年度基幹水利施設管理受託事業特別会計収入支出予算案議決について  
議案第15号 平成29年度維持管理適正化事業特別会計収入支出予算案議決について  
議案第16号 平成29年度国営事業費償還特別会計収入支出予算案議決について  
議案第17号 平成29年度土地改良事業特別会計収入支出予算案議決について  
議案第18号 平成29年度農業基盤整備資金の借入案議決について  
議案第19号 平成29年度経営体育成基盤整備事業特別会計収入支出予算案議決について  
議案第20号 平成29年度畠地帯総合整備事業特別会計収入支出予算案議決について  
議案第21号 平成29年度積立金特別会計収入支出予算案議決について  
議案第22号 平成29年度積立金特別会計繰替運用額案承認について  
議案第23号 現金保管に関する金融機関の指定案について  
そ の 他 土地改良区体制強化基本計画の策定について



### 休耕・転作についてのお知らせ

#### 水田を休耕・転作している場合の賦課金一部還付について

水田を休耕転作している場合に還付される賦課金は施設管理事業特別賦課金にかかる末端区分の電気料金見合分を還付しています。

##### 還付方法

毎年7月頃に地元維持管理組合を通して休耕転作還付の申請用紙を配布しております。

その用紙に休耕転作地の地番、面積等を記入いただき改良区に申請願います。

改良区においてその申請に基づいて還付金額を算出した後、翌年度施設管理事業特別賦課金（4月賦課）より差し引く形で還付しております。

#### 休耕・転作の賦課金一部還付の廃止について

還付金額の増大による賦課金単価の増加と共に、国の減反政策が平成30年度で廃止になることから、平成29年度（本年度）の申請をもって休耕・転作の賦課金一部還付制度は廃止となります。ご理解ご了承の程お願いいたします。

## 用水営農対策協議会現地研修会の実施

石岡台地用水営農対策協議会は、平成29年1月26日(木)に関係機関職員(県・市)と東京都中央卸売市場大田市場にて現地研修会を実施しました。

青果部門、花き等のせりを見学し、茨城県農産物販売推進東京本部古宇田本部長から、市場の概要説明、茨城県農産物の市場状況、流通の現状について説明を受けました。



せりの様子



TACの保田氏



檀上の磯辺隆氏

## 畑地かんがい営農普及啓発の講演会

平成29年2月15日(水)小美玉市にある空のえき「そらら」にて石岡台地用水営農対策協議会講演会を行いました。

J A新ひたち野 T A C保田昌宏氏、上小岩戸地区実施協議会会長、そしてJ A副組合長でもある磯辺隆氏を講師に招きました、「石岡台地管内における農業の展望について」をテーマに、T A Cの役割、J A新ひたち野の取組みについて講演をいただきました。

T A C (営農経済渉外)

## 台湾から視察研修の受入れ

平成29年6月22日に台湾から行政院農業委員会専門官2名、そして台北駐日経済文化代表處次長が畑総事業上小岩戸地区に視察にきました。磯辺隆会長より事業概要、農地中間管理機構の説明を受け、事業導入の経過について活発な意見交換を行いました。



## 石岡台地畠かん営農トピックス ～生姜を使った畠かん実証ほ場について～

小美玉市小岩戸地内の農家のご協力をいただき、生姜による かん水・無かん水（スプリンクラー使用）の比較検証試験を実施しました。

収量調査の結果 かん水区 3,203kg/10a、無かん水区 1,478kg/10aと かん水区が無かん水区の2倍を上回る収量（重量）となり、用水を使用した生姜の収量の増加を確認しました。



無かん水区とかん水区の収量差



スプリンクラーによるかん水の様子

## 農家のみなさんへ 貸したい農地ありますか？



農地集積  
バンク  
農地中間管理機構



農地の集積・集約化を推進しています。

農地中間管理機構または、最寄りの市町村（農政担当）まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

**農地中間管理機構 ☎ 029-239-7131**

（公益社団法人茨城県農林振興公社） 水戸市上国井町3118-1

■ホームページ <http://ibanourin.or.jp/nourin/kanri/>

茨城県農林振興公社

検索



賦課徵収課からのお知らせ

## 組合員資格得喪通知手続きについてのお願い

### 組合員資格得喪通知書

組合員の皆様に相続・売買等により耕作地の移動や名義変更が生じた場合は、速やかに改良区まで直接ご提出頂きますようお願い申し上げます。手続きが遅れますと変更前の組合員に賦課通知書が発行されてしまいます。

(関係市町農業委員会に手続きされましても自動的に名義が変わるわけではありません。あくまでも当改良区へ本人の届出が基本となります。)

※売買等により滞納賦課金のある農地を取得すると、土地改良法第42条（権利義務の承認及び決済）により、新しい権利者に納付義務が生じますので、農地を取得する場合は必ず滞納があるか改良区へお問い合わせ下さい。

理事長	常勤理事	事務局長	総務課長	交付者
総務課		賦課徵収課		事業推進課
課長	課員	課長	課員	課長

受付印

組合員資格得喪通知書

石岡台土地改良区  
理事長 田中一郎

平成 年 月 日

現資格者 住所 (ふりがな) \_\_\_\_\_ 男 ♂ 女 ♀  
 氏名 生年月日 大・昭・平 年 月 日  
 電話番号 ( ) - - -

新資格者 住所 (ふりがな) \_\_\_\_\_ 男 ♂ 女 ♀  
 氏名 生年月日 大・昭・平 年 月 日  
 電話番号 ( ) - - -

組合員資格に異動が生じたので、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

1. 当該土地の表示

市町名	大字	字	地番	地目	地積	備考
					m <sup>2</sup>	
					m <sup>2</sup>	
					m <sup>2</sup>	
					m <sup>2</sup>	
					m <sup>2</sup>	

2. 賦課得喪の原因(該当原因に○を付けて下さい)  
 名義変更 • 売買 • 貸借権設定 • 合意解約 • その他( )

3. 原因時期  
 平成 年 月 日

### 農地を転用する時（農地から宅地等にする場合など）

農地を農地以外に転用する場合は、申請並びに地区除外決済金（意見書交付時）の納付が土地改良法で義務づけられております。これは農地転用において農地が減少することにより残された農地に負担の荷重が大きくなることから、農地負担の公平を図ることを目的として納めていただくものです。  
 ※公共事業用地（国・県・市町村などの道路買収）として買収される場合なども同様に地区除外決済金の納付が必要となります。公共事業により転用の場合には、事業主体と十分に協議して必ずどちらかが申請する様にして下さい。

### 賦課金の自動振替について

賦課金の納入に便利な講座振替をご利用ください。平成30年度より新たにゆうちょ銀行がご利用頂けるようになりました。ご希望の場合は事務局までお問合せをお願いします。

### 賦課金についてよくある問い合わせ

「耕作していない」、「転作しているので水を使用していない」等の問い合わせがありますが、賦課金は組合員の皆さんで揚排水機場、排水路、農道などの施設を維持管理するための費用です。土地改良実施地区にある農地であれば、用水を使用していなくても面積に応じて賦課されますのでご理解の程お願いします。

問合せ先：石岡台地土地改良区 茨城県石岡市貝地二丁目5番5号

Tel.0299-22-2010 Fax.0299-22-2019 http://www.ishiokadaichi.jp/

中央管理所（用水期間中4月21日～8月31日）駐在

茨城県小美玉市中延2219 Tel.0299-58-1468